

## 令和3年度障がい者スポーツパワーアップ支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

**第1条** 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、全国障害者スポーツ大会（以下「全国大会」という。）の正式競技（別表参照）を行うチーム又は競技団体等（以下「競技団体等」という。）に対し、令和3年度障がい者スポーツパワーアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、本県の障がい者スポーツ選手の育成・強化を図る。

### (補助対象者)

**第2条** 補助金の交付対象となる者は、全国大会の正式競技を組織的に継続して実施しており、県内に主たる事務所を有する競技団体等とするほか、第4条2項に記載する成果連動型の補助金は、個人競技を実施する選手も交付対象者とする。

### (補助対象事業)

**第3条** 県は、第1条の目的を達成するため、補助対象者に対し、予算の範囲内において、障がい者スポーツ選手の育成・強化に必要な強化練習、強化合宿、県外遠征及び県外チームの招へのほか、その他選手の育成・強化に必要と認められる事業を対象に補助を行う。

### (補助対象経費)

**第4条** 補助金の基本補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は障がい者スポーツ選手の育成・強化に必要な旅費、需用費、報償費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費とする。なお、補助対象経費の総額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定のほか、全国大会出場が決定した場合、成果連動型の補助金を交付することとし、補助対象経費は基本補助と同様とする。

### (補助対象期間)

**第5条** 補助対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### (補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を申請する者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

**第7条** 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに通知するものとする。

### (補助金の交付条件)

**第8条** 前条の補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 事業が予定の期間内に終了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (4) その他、事業の遂行上、知事が必要と認めて指示した事項を遵守しなければならない

ない。

#### (補助事業の変更等)

**第9条** 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の重要な内容の変更（補助対象事業の変更等）
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更
- (3) 補助金額の変更

#### (事前着手届)

**第10条** 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する届を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して事前着手を承認し、速やかに通知するものとする。

#### (実績報告)

**第11条** 補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく補助事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (補助金額の確定)

**第12条** 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

**第13条** 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の交付)

**第14条** 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

#### (補助金の概算払)

**第15条** 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (補助金の取り消し等)

**第16条** 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の決定を取り消し、又は変更することがある。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 本要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助することが不適正と認められる事由が生じたとき。

(関係書類の保管)

**第 17 条** 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

**第 18 条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表（第 1 条関係）

全国障害者スポーツ大会正式競技一覧

（対象：個人競技 8 競技及び団体競技 7 競技【20 チーム又は競技団体等】）

競技分類	チーム又は 競技団体等分類	競技名	障がい区分	競技区分
1	①	陸上競技	身体・知的	個人競技
2	②	水泳	身体・知的	
3	③	アーチェリー	身体	
4	④	卓球	身体・知的・精神	
5	⑤	サウンドテーブルテニス	身体	
6	⑥	フライングディスク	身体・知的	
7	⑦	ボウリング	知的	
8	⑧	ボッチャ	身体	
9	⑨	バスケットボール(男子)	知的	団体競技
	⑩	バスケットボール(女子)	知的	
10	⑪	車いすバスケットボール	身体	
11	⑫	ソフトボール	知的	
12	⑬	グランドソフトボール	身体	
13	⑭	バレーボール(聴覚・男子)	身体	
	⑮	バレーボール(聴覚・女子)	身体	
	⑯	バレーボール(知的・男子)	知的	
	⑰	バレーボール(知的・女子)	知的	
	⑱	バレーボール(精神)	精神	
14	⑲	サッカー	知的	
15	⑳	フットベースボール	知的	

※障がい区分

身体：身体障がい者が出場できる競技  
 知的：知的障がい者が出場できる競技  
 精神：精神障がい者が出場できる競技